

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

過去の採用数が少なかった歴史的経緯から、一般職員における35歳以上の世代における女性職員の割合が極端に低い。この世代の偏りを解消し、中堅層を育成するためには、現在在籍している20代から30代前半の女性職員が、ライフイベント（結婚・出産・育児等）を迎えても離職することなく、キャリアを継続できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和8年（2026年）10月1日から令和13年（2031年）9月30日までの5年間

- 2 目標

職員区分に関わらず、育児休業を取得した職員の育児休業からの復職率を50%以上に維持する。

<対策>

令和8年（2026年）10月～

育児休業を取得する職員に対して、姫路市まちづくり振興機構育児休業規則に基づく制度（部分休業、子の看護等休暇の付与等）が、復職時にスムーズに利用できるように周知、説明を徹底する。